

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道大野東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字鎌形字北宿一 二七八番一地先から同郡同町大 字鎌形字南原一〇〇八番一地先 まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年八月十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年四月十六日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第三十五号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長一〇二 四・三八メートル。</p>